

記載例(建植広告板)

屋外広告物安全点検報告書

東京都屋外広告物条例施行規則第1条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

年 月 日

東京都知事 殿

報告者(申請者) 住所 氏名 () 氏電 () (法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

下記の結果は、事実と相違ありません。

屋外広告物管理者 住所 氏名 () 氏電 () 資格 記

点検箇所	点検項目	点検結果	点検時基準	異常の内容と改善の内容	
		良好	経過観察	要改善	
上部構造・基礎部	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	○			
	2 基礎のクラック(ひび割れ)、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	○			
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化		○		錆が所々に発生しているが、表面のため、安全上の問題はなし
支持部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	○			
	2 鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落	○			
	3 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	○			
取付部	1 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	○			
	2 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常			○	
	3 表示面・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	○		○	欠落していたビスを補填
表示部	1 側板、表示面押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	○			
	2 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり			○	水抜き孔が詰まっていたため清掃
	3 表示面の汚染、変色、はく離		○		表示面の褪色が進んでいるが、安全上の問題はなし
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光			○	不点灯の電球を交換
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	○			
	3 周辺機器の劣化、破損	○			
その他	1 付属部材(装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品)の腐食、破損	○			
	2 避雷針の腐食、損傷			○	
	3 その他点検した事項()			○	

※記載方法に関する注意事項については、裏面を御参照ください。

事故は人の命にかかります。危険の兆候を見逃さないで！



屋外広告物の落下等により人身事故や物損事故が発生した場合、管理者、所有者等の責任となり、損害賠償の請求や社会的信用失墜のおそれがあります。日頃から管理やメンテナンスを行い、特に台風や地震などの自然災害の後には必ず点検を行いましょう。



屋外広告物の点検報告書の様式等が変わります！

令和8年4月1日
申請分から

強風による看板等の飛散事故等の防止のため、屋外広告物許可の継続時等に提出する屋外広告物の点検報告書の様式を改正し、点検強化を促進します。

改正のポイント

- 点検実施時期が、**許可申請前3か月以内**になります。
- **点検項目**が現行の6項目から**18項目**に増えます。(点検項目の詳細は、本リーフレット中面をご覧ください。)
- **点検結果の判定方法**が、2段階(異状の有・無)から**3段階(良好・経過観察・要改善)**になります。
点検結果が**要改善**の場合は、**許可申請前に補修**が必要になります。
- 申請時には、以下のカラー写真(サービスサイズ程度)を添付してください。
①点検後の広告物等の全景と表示面(複数の表示面がある場合は各面)
②点検結果が**要改善**の場合は、**補修前後の状況**がわかるもの
- 報告書の名称が「**屋外広告物安全点検報告書**」になります。



改正に関する情報は随時以下のホームページに掲載します。

【東京都都市整備局HP】

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/ryokuchi/keikan/kekan/kese/koukoku/tenkenkaisei>



東京都都市整備局

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課
屋外広告物担当 電話 03-5388-3335(直通)

【新】屋外広告物の点検箇所・点検項目(6箇所・18項目)

画像出典(※以外):屋外広告物の安全点検に関する指針(案)(平成29年7月)国土交通省都市局公園緑地・景観課

点検箇所	点 検 項 目	例
基礎部・上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	基礎部等 上部構造全体が傾斜  基礎にクラック  根巻きと支柱との隙間があり、さびが進行  支柱、ベースプレート、アンカー共にさびが顕著  支柱の腐食が進行 